平成２５年（フ）第９９５号
東京都稲城市平尾３丁目７番地の５平尾住宅68棟105号
債務者　鈴木　　守
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中健太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９９２号
東京都八王子市椚田町555番地１グランドール大巻103号
債務者　津島　信夫
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土橋　　実
4　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９９３号
東京都八王子市椚田町555番地１グランドール大巻103号
債務者　津島　富子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土橋　　実
4　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年３月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６６号
新潟県長岡市川崎１丁目2501番地２
債務者　室橋　　実
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　奈奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４４００号
大阪市鶴見区放出東１丁目31番２号　アヴリオ２―202号室
債務者　新井　隆生
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　文隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０９９号
大阪府寝屋川市香里新町22―３　ＳＵＮミネマツ907号室、住民票上の住所大阪府枚方市磯島北町38番７号
債務者　渡部　修弘
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１４０号
大阪府門真市上野口町17番18号
債務者　海都水産こと　川畑　省悟
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀村佳奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１４６号
大阪府枚方市養父丘２丁目７番36―106号
債務者　今福　重信
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　真紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１７８号
大阪市都島区都島北通１丁目13番４―705号
債務者　中田　雄一
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　貴則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１８７号
大阪市浪速区稲荷２丁目７番１―1402号、前住所大阪市西区江戸堀３丁目１番20号
債務者　加藤　久典
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２４号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字一ノ坪３番地２
債務者　松井　　務
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三野　岳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月19日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２５号
京都府相楽郡精華町大字植田小字堂ヶ島77番地
債務者　松井　　敏
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三野　岳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月19日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２２６号
京都府相楽郡精華町大字植田小字堂ヶ島76番地
債務者　松井　利光
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三野　岳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月19日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５１３５号
大阪府茨木市真砂２丁目11番９号　ベラディール１―306号
債務者　岸　　重文
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１３６号
大阪府茨木市真砂２丁目11番９号　ベラディール１―306号
債務者　岸　　礼子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新谷　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２０２号
大阪府四條畷市美田町13番10号、前住所堺市南区美木多上1995番地９
債務者　明利　裕二
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部